

本庁各部局長  
議会、監査委員及び  
各委員会の事務部局の長  
各広域振興局長

} 様

岩手県副知事 八重樫 幸治

令和 8 年度の予算編成について（依命通知）

国の令和 8 年度予算については、「令和 8 年度予算の概算要求について」（令和 7 年 8 月 8 日閣議了解）において、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）等に基づき、「歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化。」、「要求・要望は賃金や調達価格の上昇を踏まえて行い、予算編成過程において、物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直しも踏まえ、経済・物価動向等を適切に反映。」とされたところです。

本県財政は、「岩手県中期財政見通し」（令和 7 年 9 月 19 日公表）で示したとおり、歳入面では、実質的な一般財源は増加の可能性があるものの、歳出面では、給与改定や定年引上げによる人件費の増加、人口構造の変化等に伴う社会保障関係費の増加のほか、金利上昇に伴い公債費も高水準で推移するため、今後、多額の財源不足が生じ、財政調整基金の残高が減少するなど、一層厳しい財政状況が続くことが見込まれます。

このような厳しい財政状況下にあっても、持続可能な行財政基盤の構築や財政健全化を着実に推進するため、「いわて県民計画（2019～2028）」第 2 期アクションプラン（行政経営プラン）に 4 つの財政目標を設定したところであり、その目標達成に向けて、全庁を挙げて取り組んでいくこととしています。

こうした状況を踏まえ、令和 8 年度予算は、東日本大震災津波からの復旧・復興について、県の復興推進プランを基本として、被災者の心のケア等、必要な取組を着実に実施するとともに、全ての事務事業をゼロベースで見直し、「いわて県民計画（2019～2028）」を着実に推進しながらその実施計画である第 2 期アクションプランの総仕上げに取り組む予算として編成する必要があります。

したがって、令和 8 年度の予算編成に当たっては、一層厳しさを増す財政環境を踏まえ、あらゆる手段による歳入確保に努めるほか、経常的経費については、物価動向等を踏まえつつ、現在の手法の見直し等による各事業の厳格な必要額の精査を行って節減を図り、政策的経費については、政策評価結果等を踏まえ、東日本大震災津波からの復興及び「いわて県民計画（2019～2028）」における 10 の政策分野を踏まえた具体的な取組等に留意し、政策の優先度に応じた財源の最適配分を図って限られた財源の重点的かつ効果的な活用にあつてくださいます。

なお、物価高対策に係る政策的な事業予算については、今後の状況等を踏まえ、別途通知することとします。

つきましては、令和 8 年度の予算編成に当たっては、次の事項に十分留意されるよう命により通知します。

## 記

- 1 当初予算は、年間予算として編成することとし、原則、補正予算は法令若しくは制度の改正等その後に生じた特別の事由に基づくものに限定するものとする。
- ただし、東日本大震災津波からの復旧・復興対策に係る経費については、被災者のニーズや国の状況等を踏まえ、適切に対処するものとする。
- 2 予算要求に当たっては、要求・調整基準を設定するので、各部局とも県民のニーズを的確に把握するとともに、市町村をはじめ様々な主体との役割分担や政策評価結果等を踏まえた積極的な見直しや再構築を行い、ゼロベースで事業の必要性と優先順位を見極めた上で、重点化を図ること。
- 3 復興事業はもとより、あらゆる事業の立案段階において、国費の活用を最大限図るとともに、使用料・手数料の見直し、未利用資産の処分、収入未済額の解消を図るほか、積極的に新たな歳入確保に努めること。
- 4 事業毎に年度内に執行が可能な事業量を十分に検討の上、多額の繰り越しや不用額が生じることがないように特に留意すること。
- 5 部局横断的な行政課題については、総合的・横断的な推進を図るため、あらかじめ関係部局において関係する施策の協議・調整を行い、当該施策の機能分担と体系化を図ること。
- 特に、相談窓口のワンストップ化や県主催のイベントの統合等により、県民一人ひとりがよりアクセスしやすい環境の創造と効率化の両立に取り組むこと。
- 6 地域課題に的確に対応した施策を可能な限り反映させるよう、市町村との連携を密にし、広域振興局等との協議・調整を十分に図った上で、内容が重複することのないよう事業を検討すること。
- 7 令和8年度の施策の企画立案に当たっては、「いわて県民計画（2019～2028）」に基づき、I L Cをはじめとする「新しい時代を切り拓くプロジェクト」の実現につながる取組に意を用いるとともに、東日本大震災津波からの復興の取組及び10の政策分野に基づく取組の中でも特に次の点に留意の上、最大限の成果を生み出すよう、事業を検討すること。
- (1) 人口減少問題に立ち向かうため第2期アクションプラン期間中に重点的に取り組むべき次の4つの事項の推進
  - ア 性別にかかわらず誰もが活躍できる環境づくりを進めながら、結婚・子育てなどライフステージに応じた支援や移住定住施策を強化する取組
  - イ G Xを推進し、カーボンニュートラルと持続可能な新しい成長を目指す取組
  - ウ D Xを推進し、デジタル社会における県民の暮らしの向上と産業振興を図る取組
  - エ 災害や新興感染症など様々なリスクに対応できる安全・安心な地域づくりを推進する取組
- (2) 県北・沿岸圏域における、大学や研究機関等との連携による地域資源を活用した産業振興や広域観光を通じた交流人口の拡大など、地域の振興を図る取組の推進